

令和5年9月吉日

会員各位

## 自動車税相当額の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はK C A Aグループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度が施行されます。制度施行にともないK C A Aグループでは10月1日以降開催のオークションについて、自動車税相当額を内税方式から外税方式へと変更させていただきます。

尚、3月開催分については非課税対象となります。

会員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を頂き引き続きご愛顧を賜りますよう宜しくお願い致します。

敬具

\* 国税庁 消費税法基本通達 10-1-6 より

「自動車税相当額は年度末まで乗用できる権利の購入になり、消費税の課税対象にあたる」